

議案第 15 号

京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の令和 3 年の人事院勧告に準拠した一般職の職員及び市長、副市長及び教育長の期末手当の改定に合わせて、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年京丹後市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年京丹後市条例第64号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 平成16年4月1日 条例第64号</p> <p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p>	<p>京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 平成16年4月1日 条例第64号</p> <p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「議員報酬の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> (<u>令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置</u>)</p> <p><u>2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>